

朝鮮国における士庶人層の人霊祭祀とその表象（上）

— 『東國新續三綱行實圖』 烈女圖を題材に —

井上 智勝*

本稿では、『東國新續三綱行實圖』烈女圖を主な素材として、朝鮮時代における士庶人層の未亡人による亡夫祭祀の諸相を検討することで、朝鮮時代の人霊祭祀の実態を提示した。朱子学を経国の基礎に据えた朝鮮王朝においては、朱子の『家禮』に則った祖先や死亡家族の祭祀が推奨されたが、『東國新續三綱行實圖』烈女圖には、『家禮』に則った神主以外の祭祀形態によって亡夫を祀った未亡人もまた、旌表を受けた例が認められた。国王家の原廟で用いられる影幀はもとより、土像、衣服や告身を神主の位置に据えた祭祀もまた、王朝から表彰を受けた。像による祭祀には、仏教・道教の影響が指摘される。朝鮮国は儒教国家と看做されるが、士庶人層がかかる祭祀を行うことを許容し、顕彰する寛容性を具えていた。

關鍵詞 儒教祭祀 神主 木主 影幀 肖像 衣服 家禮 亡魂 尸

序

本稿は、朝鮮国の士庶人層における人霊祭祀と、その霊魂を召喚するために用いられる表象―具体的に言えば霊魂の依代―について検討し、儒教国家とされる朝鮮の士庶人層の人霊祭祀の実情を考察することを目的とする。

朝鮮国は、儒教、より具体的には朱子学を経国のイデオロギーとし、それを忠実に遵守することで東アジアの文明国たることを誇示しようとした。それは祖先や家に属した故人の祭祀にも反映し、朱子の『家禮』に則った祭祀が奨励された。『家禮』においては、神主を霊魂の依代として祭祀を行う方法が示されている¹⁾。しかし、王朝が『家禮』の実践

を推奨したことと、かかる方法が士庶人層までに徹底していたかは別問題である。そのような観点から、士庶人層における人霊祭祀の実態とその表象を検討してみるのが本稿の趣旨である。

とはいえ、かかる問題を検討するための有効な史料はなかなか得難い。本稿は、この欠を埋める史料として『東國新續三綱行實圖』に着目する。本書は、朝鮮王朝が忠・孝・貞という儒教的徳目の実践を士庶人層に促すために刊行した『三綱行實圖』『續三綱行實圖』の後継書で、光海君の代に編纂された。忠臣圖・孝子圖・烈女圖の三篇から成る。王朝が顕彰した儒教的徳目の実践者の事績を漢文のみならず、庶民層向けに諺文によっても記し、異時同図法による絵解き風の挿絵を加えている。新羅時代から当代光海君までの朝鮮における徳目実践者の顕彰例を採録

* 井上智勝、埼玉大学教養学部教授、日本近世史 東アジア宗教社会史

するが、大半は豊臣日本軍に抗した人々に対する表彰例である。

本書は、王朝が推奨する道徳の実践者の国家による顕彰、すなわち国家が求めた模範的人物像を理解するための材料として注目されてきた。²⁾しかし、そこにみえる人霊祭祀を見てみると、必ずしも『家禮』に則らない方法での祭祀によって、王朝から顕彰を受けている例が少なくない。かかる人霊祭祀の方法を検討することで、儒教国朝鮮の士庶人層における儒教道徳の実情に迫ることができる、と考えるのである。

本稿では『東國新續三綱行實圖』忠臣圖・孝子圖・烈女圖の三篇のうち、まず烈女圖³⁾を題材に事例検討を行い、忠臣圖・孝子圖については他日を期すこととする。烈女圖において王朝からの表彰を受けるのは、殆どが未亡人による亡夫の祭祀であるから、本稿は人霊祭祀のうち亡夫祭祀を中心とした検討となる。また、同書には奴婢の顕彰例が少なからず掲載されていることから、士庶人層のみならず奴婢をも含む検討になることを予め断っておく。

事例の掲出方法は、各々の冒頭に「一一十六 李氏圖形」のごとく番号と題名をゴシック体にて付し、以降、筆者の解釈によりその内容を簡略に掲げ、行論に必要な範囲で漢字の原文を「」に入れて示した。努めて正字体を用いるようにしたが、ワープロの辞書で対応できる範囲に止まっており、不完全な形で引用であることを断っておく。また、番号は全八巻から成る烈女圖の巻次と丁数を示し、題名は挿絵に付された名称を用いた。各巻の冒頭に付された目録の名称と異なる場合があるが、挿絵に付された名称は四字または五字で、文字数に多寡のある目録のそれよりも掲出に便がよいためである。時に同題名があるが、番号を以て区別されたい。

一 神主を用いた祭祀

まずは『家禮』に依拠した形、即ち神主を用いた亡夫祭祀の例を見てみよう。神主は、木製の板に故人の諡を記した位牌である。「木主」「神位」と表現されることもある。本稿では「神主」で統一する。

二一十 翁主節行 成宗の娘である恭慎翁主は、清寧尉韓景琛に降嫁した。早くに寡婦となり、燕山君十年（一五〇四）に牙山に配流された。この時亡夫の神主を携えてゆき、朝夕に哭奠を欠かさなかった（抱神主、以行朝夕必哭奠）ため、中宗代に「旌閭」を受け表彰された。挿絵には、神主を携えて配所に向かう翁主の姿と、建物の奥に神主を、手前に蠟燭と祭器を載せた香案を置いた前で、哭奠に従う翁主の姿が描かれる【図1】。掲出部分の外には、烈女門の描写もみられる。「旌閭」は、その建立を伴っていたと理解されよう。

このような模範的な女子像を貰って王朝から顕彰を受けたのは、王族の女子のみではない。士庶人はもとより、奴婢の中にも王朝から顕彰を受ける者があった。

二一二十七 宋氏哭墓 宋氏は延安府の人で、士人閔景賢に嫁した。夫の死後、朝夕に墓参して泣哭し、喪が明けて後、神主を立て、衣服や遺愛の品を並べて、生涯亡夫の祭奠を行った（立神主、陳服玩供奠一如平生）。中宗の代に旌閭を受けた。挿絵には神主の前に香案を置き、その上に蠟燭と祭器を置いて亡夫の哭奠を行う宋氏の姿が描かれる【図2】。二一四十四 金氏節行 金氏は全州の人、朴衡文に嫁いだ。夫の死後、梳ることを忘れ、朝夕の祭祀を怠らずに三年を過ごし、喪が明けてからは時節毎に衣を製し、神主に供えた（毎時節製衣、薦于神主）ため、中

図2 宋氏哭墓 (2-27)



図1 翁主節行 (2-10)



図4 全氏冒火 (2-14)



図3 金氏節行 (2-44)



出典：図1—5、図7—18、図20—29：『東國新續三綱行實圖』（1992年 弘文閣）

図6・19：『續三綱行實圖』（1992年 弘文閣）

凡例：図題は挿絵に記された題による。

図題の後の数字（例：2-10）は当該図版が収載された巻数一丁数を示す。

「續」は『續三綱行實圖』を、続く数字は同書烈女圖の丁数を示す。

宗の代に旌閭を受けた。挿絵には奥に神主、手前に蠟燭と祭器を載せた香案が描かれ、その手前で蓋頭に身を包んで哭奠に従う金氏の右横に、亡夫のための衣服が置かれている。屋敷の外には烈女門がみえる【図3】。

三十四 正芝懷刃 恩津県の人、官婢正芝は、早くに夫を亡くした。喪が明けて後、常に練衣に身を包んで肉を食さず、時物を供え、四節には新衣を製し、神位の前に置いて泣哭した〔時物必薦之、四節製新衣、哭置神位前〕。挿絵には正芝が哭奠に従う姿が描かれるが、香案のみで神主の記載はない。

宋氏は「土人」に嫁ぎ、金氏の夫には肩書きがないため一般の庶人であろう。正芝は官婢である。土庶人から奴婢に至るまでの妻が恭慎翁主同様に、操を守って神主による亡夫の祭祀を続けたことよって王朝からの顕彰を受けている。図1・2・3では、神主が供物を並べた香案の奥に置かれていた。この点は、後に言及する図4も同様である。

衣服や遺愛の品は、「陳」^{ちん}「べたり」^{べたり}「薦」^{せん}「えたりするもの、あるいは神主の前に「置」くものとして表現され、図3では衣服は香案の手前の床に置かれている。神主が靈魂の依代として礼拝の対象となっているのに対し、衣服や遺愛の品は故人を「一如平生」即ち生前同様に祭るための供物と看做すことができる。

『東國新續三綱行實圖』烈女圖には、神主を文字どおり身命を賭して死守した女子の姿もみえる。

二十七 羅氏禱天 清州の人羅氏は、学生李渾に嫁いだ。病を得た夫のために天に祈るも効なく夫は没し、喪が明けて後も素衣・素食で過ごした。ある日、賊が屋敷に乱入した時、羅氏は賊難を恐れることなく果敢に祠堂に走り入り、神主を守り抜いた。この行動が賞せられ、宣祖代に「旌門」を受け烈女門を建立された。

二十四 全氏冒火 光州の人全氏は、生員金士忠の妻であった。夫の死後、その祭祀に誠を尽くし、喪が明けてもなお喪服を着けて過ごしていた。ある日、家が火災に見舞われた折、全氏は我が身を顧みず火中に飛び込み、自らは全身に激しい火傷を負いながら夫の神位を搬出した。挿絵には、建物の奥に神主を置き、手前に案を設けて蠟燭二本と祭器を捧げ、蓋頭に身を包んで庭前で哭奠を行う全氏の姿がみえる【図4】。

中宗代に旌門を受けて表彰された。

一五十三 洪氏廬墓 麻田郡の人洪氏は、觀察使李尹仁の妻であった。夫の死後、朝夕に祭祀を欠かすことがなかった。屋敷が火災に見舞われた時、財産を顧みず一目散に神主を搬出した。屋敷は燃え尽きてしまつたが、粗末ながらも生涯祭祀を続け、葷菜を食さず、彩衣を身に着けることなく過ごしたため、村の人々は大いに感心した。そのため旌閭を受けた。

以上の人々は九死に一生を得たが、神主を守ろうとして落命した者もあつた。

一五十六 元氏冒火 白川郡の人元氏は、直講安謹厚の妻であった。夫の死後、墓の側で朝夕の祭祀を行つた。屋敷が失火により炎に包まれたとき、元氏は神主を搬出しようと烈火の中に身を投じた。しかし、果たすことなく火中に落命した。挿絵には、神主を抱きながら猛火に焼かれる元氏の壮絶な最期と、屋敷外に建てられた烈女門が描かれる【図5】。

一六十七 安氏冒火 清風郡の人安氏は、尹霖之の妻であった。早くに夫を失つた後、誠実に姑に尽くした。屋敷が失火により火災に見舞われた時、火焰の中に身を投じ、夫の神主を抱え、姑を背負い脱出を試みたが、果たせず姑共々焼死した。王朝は旌門により、これを顕彰した。

三十三 二婦焚死 京都の人李氏は参議李彦憬の娘で、学生崔亨福

图6 仇氏寫真(續6)



图5 元氏冒火(1-56)

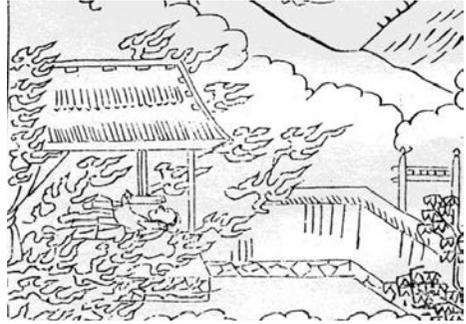


图8 朴氏畫形(1-20)



图7 李氏圖形(1-16)



图10 成介節行(7-17)



图9 洪氏圖形(1-52)



の妻であった。舒川に寓居していた時、屋敷に賊が入り火を放ち、財物を盗み取った。李氏はその舅の神主を抱き嫁とともに外を見ると、未だ賊が屯していたため、死を覚悟し、寝室に戻って神主を抱きながら焚死した。嫁もまたその子とともに焼死した。光海君代に旌門を受けた。

元氏・安氏・李氏らは、ともに神主を守るために悲壮な死を遂げている。神主は、身命を抛ち、財産を差し措いても死守しなければならないもので、その行為が王朝から模範として顕彰されたのである。三一六三三二「婦焚死」のように、死守した神主は必ずしも亡夫のものとは限らないが、神主は命を含む何物よりも大切であると認識することを、王朝は推奨していたわけである。

二 影幀・土像を用いた祭祀

次に、影幀を用いた亡夫祭祀の例を掲げる。影幀とは肖像画のことで、『東國新續三綱行實圖』烈女圖においては「圖形」「畫像」「寫眞」などと表現される。影幀を用いた亡夫祭祀の例は、『東國新續三綱行實圖』の先行書である『續三綱行實圖』にも認められるから、まずこれを示し、続いて『東國新續三綱行實圖』の例を掲げる。

續六 仇氏寫眞 益山の人仇氏は曹敏に十五才で嫁いだものの、早くに寡婦となった。断髪して再嫁を拒み、夫の姿を写して壁に掛け、衣服を置いて日夜哀号した（寫夫眞掛壁、陳衣服、日夜哀號）。そのことが上聞に達し、成宗二年（一四七二）に旌門を受けた。挿絵には奥に正面・全身像の影幀、その前に蠟燭・香炉・祭器を載せた香案がみえる【図6】。上部屋敷外には烈女門が描かれる。

一一十六 李氏圖形 倭乱で夫、文成巳を殺された恩津県の人李氏は、

夫の姿を描き、生涯に互って朝夕の祭奠を怠らなかつた（圖其形、奠朝夕終身）ため旌閭を受けた。挿絵には屋内正面に亡夫の影幀を懸垂し、その前に香案を置いて供物を並べてこれを享祀する李氏の姿が認められる。案上には奥に二本の蠟燭があり、その間に香炉が、その前と横に祭器がある【図7】。影幀は、正面から亡夫の全身を描いたもので、背景に山の如き書き込みが認められる。

一一二十 朴氏畫形 金溝県の人朴氏は夫である柳九淵が死ぬと、三年の間、墓の近くに設けた茅屋で過し、喪が明けると夫の「畫形」を壁に、また四節に衣服を製して衣架に懸け、朝な夕なに祭儀を怠らなかつた（畫形掛壁、製四節衣服懸架、不輟朝夕奠事）ため、戸役を免じられた。挿絵には屋内の奥に懸垂された正面・全身像の影幀の前に、香案に載せられた供物がみえる。影幀と香案の間に認められる布状の物は、衣桁に掛けられた衣服と理解される。香案は右半身しか描かれていないが、中央に香炉と右側に祭器が認められる【図8】。なお、朴氏は免税の措置を受けただけで、挿絵に烈女門の描写はない。

一一五十二 洪氏圖形 嘉山郡の人洪氏は、夫卓叢に先立たれて哀惜の念なお已まず、祭堂を構えて夫の影幀を壁に掛け、日に三度祭奠を行った（構祭堂、圖形掛壁、日三祭奠）ため、旌閭を受けた。挿絵には、祭堂の中に香案を前にして懸垂される正面・全身像の亡夫の影幀の前に、袖を目に当てて哭奠を行う洪氏の姿がみえる。影幀は全体像が描かれ、表具や風帯がみえる。香案上には二本の蠟燭の間に祭器が配置されている【図9】。

七一一七 成介節行 二十歳にして夫韓億碩を失った平壤府の人良女成介は、以後五十有余年に互り喪に服し続け、肉醬を口にせず、別に一堂を構えて朔日・望日には必ず祭儀を行い、四節には生時同様衣服を製し

て櫃中に置いた〔別構一堂、朔望必奠、四節象生時製衣服、置于櫃中〕。それによつて烈女門を立てて表彰された。挿絵では、奥の壁面に正面・全身像の影幀が懸垂された向かつて右横に衣服が置かれ、手前に蠟燭・香炉・祭器を載せた案がみえ、泣哭する成介が描かれる。屋敷外には烈女門がみえる〔図10〕。

以上の例からは、影幀も神主同様、香案の奥に懸垂され、礼拝の対象となつてることが知られる。神主との併用例は認められない。影幀もまた亡夫の靈魂の依代として扱われていたのである。影幀は、未亡人自らの筆に成るものもあつた。また、神主の場合と同様、衣服を供えていゝる例がいくつか認められることにも留意しておきたい。

これら五例で用いられていた影幀は、正面・全身像として挿絵に描かれていた。朝鮮国では国王家の原廟「眞殿」でも影幀を用いた祭祀が行われたが、そこで用いられる「御眞」も正面・全身像であつた。上掲の四例もそれらと同様の形態ということになる。勿論、これらの挿絵が事実を忠実に記しているとは断定できないが、このような祭祀形態が王朝からの顕彰に相応しいものと認識されていたことは確かである。

正面・全身像の祭祀ではなくとも、同様に顕彰を受けた例も認められる。

二一二十 安氏畫像 京都の人安氏は府使鄭世紹の妻であつた。夫の死後粥を啜り、泣いて暮らしたが、三年喪が明けるとき、自ら祭文を製して未亡人の境遇を詠じた。喪が明けて後は白衣に身を包んで素食を旨とし、夫の像を描いて朝夕に食事を捧げ、葬儀の時同様に哭泣すること十年を数えた〔自作祭文（中略）畫夫像、朝夕上食哭泣一如初喪、如是者十年〕。死後、中宗の代に烈女門が建てられた。挿絵では香案上に蠟燭と祭器が置かれ、その奥に影幀が懸垂される。影幀は、正面像ではなく

斜面から描かれた像である〔図11〕。

この事例では、懸垂される影幀は腰より上の部分が描かれた斜面像である。かかる構図や像容が、祭文をしたため、肖像を描く才媛安氏の個性に帰されるのではないことは、同様に斜面・半身像を掛けて亡夫の祭祀を行った事例が他にも認められるところから明らかである。

二一四十九 則只寫眞 長城界の人則只是、夫の学生金繼昌の死後三年祭祀を怠らず、父が再嫁を促すも、むしろ死を選ぶとして肯んぜず、夫の影幀を懸けて朝夕に祀ることを死ぬまで続けた〔寫眞掛壁、祭朝夕終身〕。そのため、中宗代に旌閭を以て表彰された。挿絵には、香案上に蠟燭と祭器がみえ、その向かつて右に亡夫の影幀が掛けられている。この像も「安氏畫像」同様全身像ではなく、腰より上の斜面像である。上部には風帯、下部には軸鼻の描写もある〔図12〕。影幀の懸垂位置は香案の奥のように見えないが、則只と影幀は香案を挟む位置に描かれているため、他の影幀同様、香案の奥に懸垂されるものと理解しておきたい。

二一五十一 同叱非圖形 京都の人同叱非は、官奴凡山の妻であつた。夫が死して三年、その影幀を壁に掛け毎日三度の食事を供え〔夫死服三年、圖形掛壁、日三上食事〕、姑によく仕えた。中宗代に旌閭により表彰された。挿絵では建物の口から奥までの幅を有する長案の上に、蠟燭と祭器がみえる。その奥に上部に風帯を有する、右半身の下部が描かれていない斜面像の影幀が掲げられる〔図13〕。

これらの挿絵もまた事実を表したものとはいえないが、「御眞」同様の形態である正面・全身像の影幀でなくとも、王朝からの顕彰の対象となつたことを示す証左とはなる。

王朝は、影幀のみならず土像による亡夫の祭祀をも表彰した。

一一五十七 李氏廬墓 咸悅県の人李氏は、夫の趙孟後が犬に咬殺された後、三年を墓の側の小屋に過ごし、祠堂を立てて土像を作って朝夕夫が生けるが如きに仕え、四節の衣服を供えた〔立祠堂、作土像、朝夕如事生、備四時衣帯以服之〕。挿絵には祠堂の中で李氏が、亡夫の像が安置された龕の前に祭器を載せた案を置き、向かって左横に衣服を供えて奉祀している様子が描かれる【図14】。

土像も影幀同様、香案の奥に安置されて靈魂の依代として扱われていることが理解される。

三 衣服・遺愛品・告身を用いた祭祀

前節まで、神主や、影幀などの像を使用して亡夫の祭祀を行う例をみてきた。神主や影幀は、朝鮮国において国王家の祭祀でも祖先の靈魂の依代として用いられたものであるから、王朝がかかる形態での祭祀を顕彰することは、無理なく首肯される。これらの中には、祭祀に衣服や遺愛品を伴うものがみられたが、『東國新續三綱行實圖』烈女圖には、神主も影幀も伴わず、単に亡夫の祭祀に衣服のみを用いた事例も散見される。本節では、これらの衣服などを用いた亡夫祭祀について事例を掲げてゆく。

二一十七 鄭氏節行 晋州の人鄭氏は、趙之瑞の妻であった。燕山君十一年（一五〇五）に夫が罪を得て殺され、没財瀕宅の処置を受けた。残された鄭氏はその側に廬を結び、亡夫の遺衣を置き、三年に亘って祭奠を続けた〔結廬其側、設遺衣奠祭、以終三年〕ため、中宗代に旌閭によって顕彰された。挿絵では、香案の手前段に遺衣を置き、蓋頭姿の鄭氏が哭する姿が描かれる【図15】。

三十三十四 玉貞截耳 寧邊府の人玉貞は、宣傳官李慎言の妾であった。夫の死後、自らの左耳を切って墓の近くに埋め二夫にまみえないことを誓い、夫が生前に着ていた服を寢室に置き、香案を設えて祀り、昼夜に号泣が止むことはなかった〔截左耳埋于墓側、誓不遁他、又取夫生時所著衣置於寢房、設香案而祭之、晝夜號泣不輟〕。宣祖代に旌門を受けた。原文「夫生時所著衣置於寢房、設香案而祭之」を字義どおりに解せば遺衣を祭祀の対象としたかに解しうるが、挿絵を見ると衣服は香案の手前に置かれており【図16】、神主や影幀とは扱われ方に差異がある。

衣服に加え、冠や履物、遺愛の杖を用いて祭祀を催す場合もあった。二一六十八 金氏節行 京都の人金氏は具監姜僖の妻であった。夫の死後「禮」に則って葬儀を行い、以後六年粥を啜って整髪もせず過ごした。靈座を設け、衣冠を並べて日に四度の祭祀を行った〔設靈座、陳衣冠、日四親奠〕ため、明宗の代に旌門を以て顕彰された。挿絵では、衣服が香案の手前下に置かれているが、冠の描写はない【図17】。

三二二十七 香福斷髮 京都の人良女香福は領議政尚震の妾であった。震の死後、悲しみの余り「禮」を越えて断髪し、貞節を守った。震が生前に身に着けていた衣冠や杖・履物を置いて朝夕に祭祀を行った〔設生時衣冠杖履、朝夕親奠〕。挿絵では香案の手前に衣服を置いた案があり、その前の床に杖と履物が置かれている【図18】。

以上は亡夫が生前に愛用していた遺衣の例であるが、衣服を新調して祭祀を行った例も多い。先行書『續三綱行實圖』にもその例が認められるから、まずはこれを挙げ、以降『東國新續三綱行實圖』の例を示す。

續十三 性伊佩刀 金海府吏許厚同の妻、性伊は二十歳にして夫を亡くした。以降、朝夕の祭祀と食物の供進を怠らず、朔日・望日にはその時々々の味覚を供え、時服を製して祭り、祭祀の終了後これを焼却した〔每遇

图 12 則只寫真 (2-49)



图 11 安氏畫像 (2-20)



图 14 李氏廬墓 (1-57)



图 13 同叱非圖形 (2-51)



图 16 玉貞截耳 (3-34)



图 15 鄭氏節行 (2-17)



朔望備時物、製時服以祭、祭畢焚之。挿絵には、性伊の食物を調理する姿、蠟燭と祭器を載せた香案の下に衣服を置き哭奠する姿、祭祀の終了後に衣服を焼く姿が描かれる【図19】。

二一七二 召史節行 羅州の人孫召史は、戸長陳彭根に嫁いだ。夫が戦死して後、生涯質素に過ごし、忌日および四節に必ず新しい衣を作つて、祭儀が終わるとこれを焼いた〔忌日及四節必造新衣、祭畢焚之〕。明宗代に烈女門を建てて顕彰された。挿絵では、蓋頭姿の孫召史が香案の手前に衣服を置き、哭奠に従う姿が描かれ【図20】、掲出部分の外には衣服を焼く孫召史の姿がみえる。

二一七 夫只立祠 全州の人、私婢夫只是私奴牛屎の妻であつた。夫の死後、祠宇を建て、三時に祭奠を行い、四節には生時同様衣服を仕立てた〔夫歿、作祠宇、三時設奠、四節衣服一如生時〕ため、旌門を以て顕彰された。挿絵では、香案の手前に衣服が別の案に載せられた景が描かれ、蓋頭姿の夫只の姿がある【図21】。

二一二十九 李氏廬墓 谷山郡の人李氏は、鄭祇輿の妻であつた。夫を早くに失つた後、「虚位」を設け、朝夕に食事を供え、四季の衣服を更新することを死ぬまで続けた〔設虚位、朝夕上食造四時衣服以新替舊、終身不廢〕。挿絵には、蠟燭と祭器が置かれた香案の端に衣服を置き、哭泣する李氏の姿が描かれる【図22】。中宗代に旌門を以て表彰された。

七一二十五 召史守節 潭陽府の人宋召史は、参贊宋純の妾腹の子であつた。齢十六にして夫を喪つて後、夫の生時のままに衣服を新調し、祭祀が終わつた後でこれを焼いた〔象其夫生時製新衣、祭後焚之〕。光海君の代に旌門を受けた。挿絵には、香案の下に台を置いて衣服を載せ、祭祀を催す宋召史の姿がみえる【図23】。

七一六十八 玉時節行 官婢玉時は洪原県の人で、十八歳で内禁衛辛敏

中に嫁いだ。しかし夫が在京中に死ぬと、髪を剃り、生涯貞節を守ることを誓い、肉や香菜を口にせず、毎年社日に衣服を新調して祭祀を行い、それが終わると衣服を焼いた〔削髮、自誓終身守節（中略）毎年社日裁作新衣祭之、祭畢燒之〕。光海君の代に旌門により表彰された。挿絵には蠟燭と祭器を置いた香案の前に、別に案の上に置いた衣服を供え哭泣する玉時の姿と、祭り終わった後にこれを焼く姿がみえる【図24】。

図24 玉時節行 (7-68)

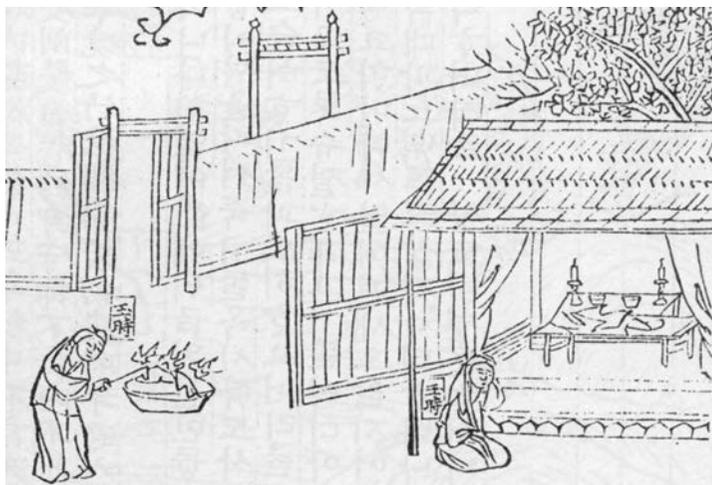


图 18 香福斷髮 (3-27)



图 17 金氏節行 (2-68)



图 20 召史節行 (2-72)



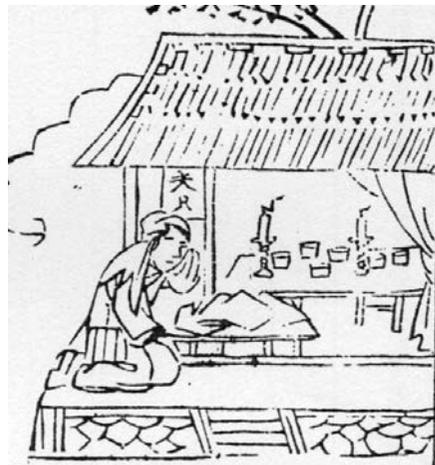
图 19 性伊佩刀 (續 13)



图 22 李氏廬墓 (2-29)



图 21 夫只立祠 (2-7)



七―八十五 銀代節行 海州の人銀代は、尹湯佑の妻であった。早くに夫を失つて以降、梳り洗髪することなく、悲しみのあまり、夫の生時のとおり衣服を製して祭祀を六十年に亙つて行つた〔廢梳洗、哀毀踰制、象生時製衣服、年踰六十而如初〕。そのため、光海君代に烈女門を建立された。挿絵には、蠟燭・祭器を置いた案の横の床に衣服を置いて、哭泣する銀代の姿が描かれる【図25】。

これら衣服を新調した例の中には、祭祀の後これを焼いた例が認められる。かかる例はここに掲げた以外にも『東國新續三綱行實圖』烈女圖に認められる。

以上に示した、衣服あるいはそれに加えて遺愛品を用いて行う亡夫祭祀の事例では、神主や影幘に対する言及も挿絵における描写もないため、それらを用いることなく遺衣や遺愛品を用いて亡夫の祭祀を行ったものと理解される。「虚位」を設けた、との記載がある例もあった（二―二十九 李氏廬墓）。挿絵に描かれる遺衣や遺愛品は、香案の手前や下に置かれ、神主や影幘のように香案の奥に置かれてはいない。記された文字の字義を採つても、衣服はあくまで「設」即ち並べる、あるいは「置」くものの域を出るようには読み取れない。したがって、これを神主や影幘同様に靈魂の依代と捉えて礼拝していたと看做すことは難しく、祭器に盛られた供物同様、供えられたものとして理解することが妥当なように思われる。次の例には四時の衣服を「備」える、とある。

七―十九 天徳節行 子をなさぬうち早くに寡婦となつた龜城府の人天徳は、亡夫のために祠宇を立て、生時同様に四節毎の衣服を備え、朝夕の祭祀を行い死ぬまで質素に暮らした〔爲亡夫朝夕奠一如生時、立祠宇、備節衣、終身行素〕。そのため、光海君代に烈女門を立てて表彰された。挿絵には蠟燭や祭器を置いた香案の上に衣服を置き、哭泣する天徳の姿

が描かれる。【図26】

ただ、図8・10・14など衣服が影幘や土像に並べて香案の奥に置かれた例があり、次のように香案の奥に衣服が掛けられた例も認められる。このことから、一概に衣服を供物として看做すことには慎重でなければならぬ、という考え方も成立しよう。

七―十五 順和節行 良女順和は江東郡の人、郷吏金寛孫の妻であった。早くに寡婦となり九十一才まで長命したが、その間、夫のために四時衣服を作り架上に置き祭祀を欠かさなかつた〔爲其夫製四時衣、置架上、祭祀無闕〕。そのため、光海君代に旌門を受けた。挿絵では、香案の奥に置かれた衣桁の端に衣服が掛けられ、その半身が香案に載っている【図27】。

これは図8として示した「朴氏畫形」の形態に似る。さらに次に掲げる例では、明らかに衣服が香案の後部、神主や影幘が設置される位置に置かれている。

二―七十五 申氏感鳥 申氏は醴泉郡の人、忠順衛申宗孫の娘で、幼学李宓に嫁いだ。夫の没後、毎月朔日に衣服を製し、靈幘の内にこれを置いて〔月朔造衣、置于靈幘〕亡夫の祭祀を行った。宣祖代に旌門により顕彰された。挿絵では香案の奥に設けられた靈幘の中に衣服が置かれ、哭奠に従う申氏の姿が描かれる【図28】。

この例は、衣服を靈幘の中に置いている点で、衣服に神主や影幘と同様の機能を担わせることを意図していると看做さなければならない。衣服は多く供物としての位置づけを与えられる場合が多かつたが、時にそれは亡夫の靈魂の依代になり得たのである。衣服は新調されたものでよく、遺衣である必要はなかつたことも、本事例から了解される。

故人由縁の物品を神主や影幘の代替品に見立てる例としては、次のも

图 25 銀代節行 (7-85)



图 23 召史守節 (7-25)



图 27 順和節行 (7-15)



图 26 天德節行 (7-19)



图 29 命今埋髮 (3-48)



图 28 申氏感鳥 (2-75)



のも注目されよう。

三十四 命今埋髮 宮婢命今は寧邊府の人、龜城府使柳尚齡の妾であつた。夫の没後、髪を剃つて土中に埋めて二夫にまみえぬことを誓い、寢所に夫の「告身」即ち辞令・補任状を掛け祭祀を怠らなかつた〔斷髮埋于墓側寢處掛夫告身、祭祀不怠〕ため、宣祖代に烈女門を以て顕彰された。挿絵には香案の奥に「告身」を掛け、禿頭に哭奠に従う命今の図が描かれる。【図29】

亡夫の「告身」によつて祭祀を行った例である。「告身」の位置は香案の奥であり、神主や影幘同様、靈魂の依代として扱われている如くである。この例は、故人所縁の文書が祭祀の対象となり得たことを示しており、文書の神聖化という問題を考える上でも重要である。

この他、亡夫の齒や髪や手跡を常に衣帯の間に置いていた女子が顕彰された例がある（七十四 業介節行）。挿絵を見る限り、それらを祭祀の対象にしたことは伺えないため、ひとまず考察からは外しておくが、参考までにここに記しておく。

四 若干の考察

前節までで、『東國新續三綱行實圖』烈女圖にみえる亡夫の祭祀とその表象について事例を提示してきた。本節では、これらを靈魂の依代と看做す論理について、若干の考察を加えてみることにする。

亡夫祭祀の表象としては、神主、影幘、土像、および衣服や遺愛品、故人に関する文書等が認められた。神主および影幘は、靈魂の依代として祭祀の対象となっていたが、衣服は多くの場合、供物としての位置づけであつた。しかしそれが靈魂の依代として認識される場合もあり、告

身がその位置を占める場合すらあつた。朝鮮国の未亡人による亡夫祭祀は、『家禮』に記された神主によらない形態でも、王朝から顕彰される場合が少なからずあつたことになる。

神主によつて故人を祭ることは『家禮』に記された方法であるから、それによつて模範的な祭祀を続けた未亡人が王朝から顕彰を受けることは至極当然のことである。神主は、財産を差し置いても、身命を賭しても死守しなければならないものとして位置づけられ、その実践者もまた旌表の対象となつた。

影幘による亡夫の祭祀は、『家禮』に則るものではないが、神主による亡夫祭祀同様、王朝から表彰を受けた。影幘を用いた故人の祭祀は、朝鮮国王家でも祖先祭祀の一環として行われていたから、これもまた驚くに足りない。ただ、影幘を用いた国王家の祖先祭祀は原廟において行われる祭祀で、国家祭祀に位置づけられていたものの、神主を用いた祖先祭祀である宗廟祭祀とは区別された「俗祭」であつた。

朝鮮においては、建国から間もない太宗五年（一四〇五）、次のような議論があつた。

金瞻啓曰、眞影之設本於佛・老、漢初始起、至宋仁宗、其制大盛、立屋數千間、以宗廟爲輕、眞殿爲重、皆設素飧、因佛氏之道也、然立眞殿、非古也、三年之後、當附於廟、眞殿可革。

ここに掲げたのは、朝鮮初期の文臣金瞻が、影幘を祀つて祖先の祭祀を行う原廟「眞殿」の祭祀が宋の仁宗の代に盛大になり、正禮である宗廟祭祀をも凌駕するようになったことを「古」の在り方に背くものとして強く批判したことを伝える文である。金瞻は、かかる「眞殿」における「眞影」を用いた祭祀を、元来は「佛・老」の祭祀方法であると説いている。「眞殿」祭祀の供物は肉を用いない「素飧」で、仏教の影響に

よるものとの指摘も目を引く。

朝鮮の原廟における影幀祭祀には、前王朝高麗の原廟の在り方が濃厚に影響している。⁸高麗国王家王氏の原廟である景靈殿は、宋（趙宋）の原廟景靈宮の強い影響の下に形成された。

宋の景靈宮は、宋帝室の始祖を祀った道観で、神宗期に散在していた「神御殿」を集めて以降、原廟としての相貌を色濃くした。⁹宗廟（太廟）が神主を奉じたのに対し、景靈宮には「塑像」即ち土像が奉じられていた。¹⁰

明代には、積奠の時に用いる靈魂の依代をめぐって、塑像について以下のような議論があった。

塑像之設、自古無之、至佛教入中國始有也、三代以前祀神、皆以主、無有所謂像設也、彼異教用之、（中略）國初洪武十四年、首建太學、聖祖毅然灼見千古之非、自夫子以下、像不土繪、祀以神主。¹¹

祭祀に塑像を用いるのは仏教の祭祀方法で、理想的な三代の王朝、即ち夏・殷・周以前には神主を用い、像を用いることはなかった。明がその建国に当たり文廟を設けた際、画像や土像を用いる非を改めて、神主によって聖人の霊をまつるようになった、というのである。かかる議論を念頭に置けば、土像にせよ、影幀にせよ、像を用いて故人を祀る方法には、仏教や道教の影響が考慮されなければならない。

とはいえ、十八世紀半ばに成立した『五禮通考』には、その訂者である方観承によって「自後尸法亡而像設盛」という見解が示されている。¹²「尸」が像に変化した、というのである。「尸」とは魂の抜けた骸の意味であるが、転じて故人をそのままに写した形代の意で用いられるようになった。かかる「尸」は、孔子が「祭成喪者必有尸」と述べるように、¹³あるいは朱子が「古人于祭祀必立之尸、其義精甚、蓋又是因祖考遺體以

凝聚祖考之氣、氣與質合、則其散者庶幾復聚、此教之至也」と説くように、¹⁴儒教祭祀の立場においても靈魂の依代として祭られる対象であった。それは「祭祀之有尸也、宗廟之有主也、示民有事也、脩宗廟、敬祀事、教民追孝也」という孔子の言にみられるように、宗廟祭祀に匹敵する「孝」の表現手段であり、民衆教化にも有効なものとして認識されていた。さらに孔子は「尸必以孫、孫幼則使人抱之、無孫則取於同姓可也」と、「尸」は故人の子孫など血縁者に限る旨を述べている。かかる故人の形質を受け継いだ人間を靈魂の依代とすることは、孔子の「祭如在、祭神如神在」との姿勢にも通じよう。やはり像を靈魂の依代とする祭祀形態は、¹⁵仏教・道教の影響のみならず、儒教祭祀の観点からも考究される必要がある。

ただ、方観承は先に掲げた「自後尸法亡而像設盛」に続けて、

於是梵宮・道院・野廟・淫祠、無非土木衣冠神鬼變相、既立不罷、終日儼然、煽惑愚民、無有限極

と述べている。像が尸に取って代わったことは、即ち儒道の衰退、仏教・道教や淫祠の隆盛を反映したものであるというのが観承の認識であった。像による祭祀は、やはり仏道二教と不可分に結節されていた。

方観承は「衣冠」を祭る、或いは供えることも、土木を用いた像同様、否定的にみていた。しかし衣服について、明では次のような議論があった。洪武元年（一三六八）十二月、太廟に奉斎されている四代帝后の冠服が調製された。これに先立って、禮を司る太常に諮問があった。この時、太常は次のような回答をした。

『中庸』に「設其裳衣」という記述があり、その注釈書には「先祖之遺衣服、祭則設之」とある。また『史記』に「漢高帝陵寢衣冠、月出遊高廟」という記述があり、これを「從高帝陵寢出、遊高廟、皆前王存日

衣冠」とする解釈がある。既に太廟四代の帝后に尊号を奉った以上、冠服も調製するべきである。それらは生時の在り方を模して廟に蔵し、祭祀に当たってはこれを並べ、その後これを焼くのがよい（蔵於廟、以象生時所存、遇時享則陳之、仍各製一襲以焚¹⁸⁾）。

この回答が皇帝に受け入れられ、冠服が製作されたのである。生時を象って衣服を調製し、祭祀時にこれを並べ、祭り終わったらこれを焼く、という記述は、『東國新續三綱行實圖』烈女圖にも少なからず認められた。生時を象って衣服を並べることとは、「祭如在、祭神如神在」という孔子の姿勢を具体化し、靈魂を可視化することに他ならない。衣服を以て故人の祭祀を行うこともまた、儒教的な解釈の中に落とし込むことが可能な顕彰理由であった。なお、高麗王家の太祖王建の原廟、藝祖廟には彼の衣服が蔵せられていた¹⁹⁾ことも、最後に付言しておこう。

結びに代えて

以上、『東國新續三綱行實圖』烈女圖にみえる士庶人層の亡夫祭祀とその表象についての事例を掲出し、若干の考察を行った。神主・影幘が靈魂の依代として祭祀の対象になった他、衣服や故人に関する文書などがその位置を占める場合があった。それらの背景にある思想については、儒教思想のみならず、仏教や道教の影響を勘案して検討する必要があるが、儒教の經典の解釈の範囲内に収まる一あるいは収まらせた一ものでもあった。その意味で、これらの亡夫祭祀は、必ずしも『家禮』に則るものではないにせよ、儒教国朝鮮の祭祀の範疇を逸脱するものではなかった。

『東國新續三綱行實圖』烈女圖は、確かに儒教道德の遵守を推奨する

書物であった。その中には、『家禮』を實踐して顕彰された例が認められる。例えば、夫の葬祭を仏教式ではなく、『家禮』に従って行った羅氏（一一二十一 羅氏守墳）「喪祭一從文公家禮、不用浮屠、旌閭」、『家禮』や『小學』を愛読して身を律した柳氏（一一三十六 柳氏至行）（以小學・家禮律身）、亡夫の弔いを「禮文」に則って行った銀伊（七一二十 銀伊斷指）「喪祭一從禮文」らである。しかし、一方で王朝は、夫の死後剃髪して尼になり、朔日・望日の祭祀を二十年間欠かさず行った朴氏（一三十七 朴氏廬墓）に対し、旌閭を以て報いている（剃髪爲尼每朔望親自行祭二十餘年不少懈、旌閭）。僧形で亡夫の祭祀に従った者ですら、王朝にとつて大々的に顕彰すべき対象であった。尼になったとの記載まではなかったが、本稿で示した未亡人の中にも髪を剃り、切った者たちがあつたことも想起されたい。

儒教に則るものであれ、そうでない形態であれ、祖先や亡夫を祀るという行為は、儒教国家朝鮮において顕彰されるべき行為であった。それは、そのような行為が結果的に孝や貞という儒教的な徳目の実践として結果していたからにはかならない。『東國新續三綱行實圖』烈女圖において見られた様々な亡夫祭祀の表象は、そのような儒教国家朝鮮国の人霊祭祀における寛容性を示すものとして理解されるのである。

〔註〕

- ① 「家禮」 朱傑人・嚴佐之・劉永翔主編『朱子全書』七 上海古籍出版社・安徽教育出版社。朝鮮のものとしては、朴景燮『韓國의 禮俗研究』（一九九三年 書光學術資料社）の「附録」として付された己卯四月日芸閣校印本を参観した。

(2) 例えば、鄭夏美「絵画としての「倭軍」と烈女イデオロギー——十七世紀の「東国新統三綱行実図」の分析から——」大口勇次郎編『女の社会史 17—20世紀』二〇〇一年 山川出版社。

(3) 서울大學校奎章閣藏。本稿では一九九二年弘文閣刊の影印版によった。

(4) 本文で言及できなかった例に、一一七七 莫德節行、一一二一—二三 辛氏碎指、三—四十三 千玉節行、四—五十六 韓氏執喪、などがある。うち「莫德節行」の挿絵では、神主らしきものの前に衣服が供えられているようにみえる【図30】が、文章にそのような記載はない。

図30 莫德節行 (1-77)



(5) 日本の場合、神に位階や称号を授与した文書が神聖化される事例が知られる(榎本直樹『正一位稻荷大明神』一九九七年 岩田書院 三九頁)。

(6) 『國朝五禮義』序例 一九七九年 景文社 三五一頁。

(7) 『太宗実録』十五年十二月十九日(辛巳日)。國史編纂委員會HP (<http://silok.history.go.kr>)

(8) 金澈雄「고려시대 太廟와 原廟의 云々」『國史館論叢』一〇六 二〇〇五年。

(9) 山内弘「北宋時代の神御殿と景靈宮」『東方学』七〇 一九八五年、吾妻重二『宋代思想の研究』Ⅱ部第四章(関西大学出版部 二〇〇九年)。

(10) 『宋史』一百九 志六十二 禮志十二 『宋史』八 中華書局 二六二—四頁)に「東京以來奉先之制、太廟以奉神主(中略)、景靈宮以奉塑像」とある。

(11) 丘濬編「大學衍義補」六十五 釋奠先師之禮上 十二丁 王雲五主持『四庫全書珍本』二集 大學衍義補六 商務印書館。

(12) 秦蕙田編「五禮通考」五 十六—十七丁 『五禮通考』一 一九九四年 聖環圖書有限公司。

(13) 「禮記」曾氏問 新釈漢文大系二七『礼記』上 一九七一年 明治書院 二九九—三〇〇頁。

(14) 「晦翁學案」上(『宋元學案』四十八) 『宋元學案』一 一九八六年 中華書局 一五二—〇頁。

(15) 「禮記」坊記 新釈漢文大系二九『礼記』下 一九七九年 明治書院 七九九頁。

(16) 前掲(13)。

(17) 「論語」八佾 新釈漢文大系一『論語』一九六〇年 明治書院 七〇頁。

(18) 俞汝楫編「禮部志稿」八十三 製藏廟冠服 王雲五主持『四庫全書珍本』初集 禮部志稿十 商務印書館。

(19) 前掲(8)。

(〔附記〕本研究は日本学術振興会(JSPS) 科研費 J P 二〇 K 二〇六七六「東アジアにおける影幀を用いた人霊祭祀研究に対する学際的方法論の構築」の助成を受けた研究成果の一部である。